

## 保護者と保育士の負担軽減とこども中心の保育の実現へ 「子ども誰でも通園制度」を開始

東浦町では、全てのこどもの健やかな育ちを支援するとともに、子育て家庭の育児負担や孤立感、不安感を軽減するため2026年4月から「子ども誰でも通園制度」を開始しました。保護者の就労状況に関わらず、在園児以外の子どもも、月10時間まで保育園を利用できます。

また町立保育園では、保護者と保育士の負担軽減を目的として「手ぶら登園」の取組を推進しています。今後も、保育環境のさらなる充実を図っていきます。

### ■子ども誰でも通園制度

#### ●対象者

保護者の就労状況に関わらず、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満のこども

#### ●利用可能施設 東浦町立石浜保育園（東浦町石浜白山1-3）

#### ●利用時間 月10時間

#### ●利用方法

- 1 総合支援システム(国システム)において、東浦町へ子ども誰でも通園制度の認定申請をする
- 2 東浦町が認定後、総合支援システムにこどもの情報を登録し、初回面談日を予約
- 3 利用希望施設（石浜保育園）において、初回面談を実施
- 4 利用日の予約
- 5 利用開始

### ■手ぶら登園の取組

開始時期	取組内容
2025年4月～	オムツのサブスク
2026年4月～	お昼寝布団のレンタルサービス導入
	紙エプロン・手口ふきの公費負担

### ■問い合わせ

東浦町子育て支援課 ☎0562-83-3111(内線149) 担当：冨永